

社会福祉法人むつみ福社会 令和3年度 事業計画

令和3年4月1日

令和3年3月17日 第186回理事会承認

令和3年3月26日 第112回評議員会承認

【法人全体】

1 事業推進理念

法人設立の理念である「愛知県重症心身障害児（者）を守る会」の基本理念『最も弱い者を一人ももれなく守る』ことを念頭において、障害者・家族・地域・職員が結び合った施設とし、重度障害者の生きがい保障と豊かな未来をめざす。

2 基本姿勢

(1) 支援のあり方

- ① どんな重度障害者も自立をめざす。
- ② どんな重度障害者にも成長を促す。
- ③ どんな重度障害者も地域での生活を推進する。

(2) 経営方針

- ① 中長期の見通しを持つ。
- ② 健全な財政保持をめざす。
- ③ 地域における理解をさらに進める。
- ④ 職員の支援力向上をめざす。

3 推進する事業

- (1) 障害福祉サービス事業「むつみグリーンハウス(生活介護)」
 - (2) 相談支援事業「中区障害者基幹相談支援センター」
 - (3) 相談支援事業「障害者相談センター 一歩」
 - (4) 障害福祉サービス事業「なごみ居宅サポートセンター」
 - (5) 移動支援事業「なごみ移動サポートセンター」
 - (6) 精神障害者地域活動支援事業「あかもん」
 - (7) 医療型障害児入所施設「名古屋市重症心身障害児者施設」
 - (8) 障害福祉サービス事業「名古屋市重症心身障害児者施設(療養介護)」
 - (9) 障害福祉サービス事業「名古屋市重症心身障害児者施設(短期入所)」
- * (7)～(9)は、「ティンクルなごや」の事業

4 運営方針

(1) 既存事業所の安定した事業運営の推進・充実

当法人が運営する事業所を利用される利用者やご家族からの期待に応えられる事業運営を目指す。

経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務など、社会福祉法人が果たさなければならない使命を全うする。

(2) 公益を目的とする事業の取り組みについて

公益を目的とする事業として、介護員養成研修事業、日常生活用具給付等取扱事業を行う。

介護員養成研修事業は、なごみサポートセンターへの登録を条件に、他の養成機関の受講料よりも比較的安価な受講料を設定し開講する。

日常生活用具給付等取扱事業は、ティンクルなごやの長期利用者の日常生活用具(紙おむつ等)の取扱い事業を実施する。

(3) 人材育成・確保・定着

介護員養成研修事業で介護従事者初任者研修修了者を育成し、人材確保対策につなげる。既存の職員には、求められる知識や技術の向上を目的とした研修参加や勉強ができるよう各事業所が育成プログラムを充実させ、積極的に取り組める環境を作る。

定着に向けては、処遇や職場環境の改善をすすめる。

(4) 地域における公益的取り組みの推進

昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、地域で展開されているボランティア活動や社会奉仕活動への協力、また、医療・福祉分野の資格取得を目指す実習生の受け入れがほとんどできなかった。

今年度もまだはっきりとした見通しが立たないが、利用者の安心安全を守る対策の上で、地域住民の方々や大学や専門学校などの養成校と「コロナ禍でもできること」を前向きに議論し、双方で創意工夫をしながら取り組んでいく。

(5) 新規整備事業の推進

新規整備事業については、令和元年度が赤字決算であったことや新型コロナウイルス感染症拡大の影響から整備に向けた準備を見送った。

今年度は、市や国の動向、社会情勢を注視しながら判断する。

(6) 法人全体の安定経営の再構築

法人の決算では、利用率の低下・人件費の増加による収益悪化の状態が続いている。昨年度より、各事業所の管理者が予算を意識した支出管理ができる体制を作り実践しているものの、利用者を十分に確保できないため収入が伸び悩んでいる。

むつみグリーンハウス、なごみ居宅・移動サポートセンターを収益の柱と位置付けた経営戦略、および収益の見込めない事業の再構築の検討を喫緊の課題とし、安定的な収益の確保をめざす。

(7) 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の策定

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画を法人全体の状況を考慮したうえで策定する。

前者は、働きたい女性が活躍できる労働環境の整備などに取り組むことを目的とした計画で、後者は、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むことを目的とした計画である。

【生活介護事業所 むつみグリーンハウス】

＜全体の方針＞

利用者一人ひとりが楽しみや生きがいを持って取り組める魅力ある日中活動を展開する。さらに、個々の自立やニーズに合わせた個別支援計画を作成し、個別的配慮の上で、集団活動の場を提供する。利用者が生きがいを感じることができるよう、作業や取り組みなど充実した支援を行う。

1 作業型

働く喜びや楽しさを実感しながら充実した生活を送れる日中活動の場を目指すため、以下の方針により支援を進める。

(1) 作業支援

- ① 既存の作業の生産性・正確性の向上を図り、生活のペースを安定させやりがいをもって通える場所づくりを行う。
- ② 製造・納品・福祉協力店事業などの作業を通して、地域社会や人とのつながりを実感し社会参加ができる環境を維持する。
- ③ 働くことの意義や経済活動(労働対価を得る)ことの大切さが理解できるよう努める。

(2) 生活支援

- ① 個々の嗜好的ニーズに応じた取り組みやグループ活動、季節的行事を取り入れ、作業とのメリハリをつけることにより日中活動の相互的充実を図る。
- ② 身体機能の維持を図るため、必要に応じ嘱託医の診察や理学療法士の助言・指導をもとに体操などの個別プログラムを計画し、継続して行う。

(3) 総合支援

作業を中心に日中活動を送る中、利用者への働きかけを通して自己決定できる環境をつくり、自己決定したことを自らの責任で実現できるよう支援する。さらに、その過程においては、成功の喜びを味わうだけでなく、満足できなかったことや失敗から得られる経験の大切さを受け止め、次の挑戦に活かすことができるよう支援する。

2 日中活動型

利用者の個々の状態やニーズに応じたメリハリのあるプログラム（午前は活動的、午後は身体ケア）を設定し、興味や意欲を引き出せるような支援を行なう。また、外部講師を依頼し、より専門的な活動も取り入れる。

- ① 日々の健康状態の確認や排泄、摂食等の援助を行い、生活リズムの安定化を図ることで、健康で充実した生活へと繋がるようにする。
- ② 障害の重度化や進行性の難病など、利用者の障害や程度はさまざまであるので、健康状態や変化に気付けるようチームアプローチを行なう。
- ③ 集団でのレクリエーションを中心にプログラムを工夫する。また、季節を感じら

れるプログラムを立案し、身体機能や感覚機能の維持、向上を図る。

- ④ 音楽療法士や創作活動、ドックセラピーなどの外来講師や専門家の活動を取り入れ日中活動の幅を広げる。
- ⑤ 嘱託医の診察や理学療法士によるリハビリ指導、さらには法人内の医療スタッフへのアドバイスなどを参考に、機能訓練や「ふれ足体操」などの弛緩的マッサージも取り入れながら身体機能の維持を図る。

3 生活介護事業全体

(1) 医療機関との連携

月に1度、医師による診察を行ない、身体状況の把握に努め、日々の生活や活動の中で配慮する。

(2) 人材の育成

社会福祉士や介護福祉士、医療・教員等の資格取得を目指す実習について、実習プログラムの見直し感染症対策を講じて実施する。

(3) 利用者確保と利用率向上を目指す

- ① 各事業活動の充実を図り、現利用者の通所を安定させるとともに特別支援学校への情報提供や相談事業所との連携を図り、新規利用者の確保を目指す。
- ② 祝日開所のニーズが高く、開所日を増やし利用率の向上を図る。
土曜開所については、これまで通り不定期で開所する。

4 利用者数

近年の利用率や動向を勘案して以下を年間目標とする。

・平日の利用

- ① 日中活動型(定員20名) *登録者数 28名(令和3年1月現在)
1日の平均利用人数18名を目指す。
- ② 作業型(定員40名) *登録者数 33名(令和3年1月現在)
1日の平均利用人数25名を目指す。

【居宅介護支援事業所 なごみ居宅サポートセンター】

【移動支援事業所 なごみ移動サポートセンター】

<全体の方針>

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス〔居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護〕及び地域生活支援事業における移動支援を行う。

名古屋市在住の障害児・者が、住み慣れた地域で安心した日常生活を営むことができるよう、利用者の個性や意思決定を尊重し、安心・安全なサービス対応に努める。

1 事業の方針

- ① 利用者が住み慣れた居宅において自立した日常生活を営めるよう、利用者の心身の状況及び置かれている環境に応じた支援を行う。
- ② 運営状況の見直しを行うとともに、24 時間体制での重度訪問介護サービス提供の実施について検討を行い、特色ある事業所の確立を目指す。
- ③ 地域や家庭との結びつきを重視し、利用者を支援している関係事業所（相談・介護・医療等）との連携を行う。
- ④ 介護従事者養成事業を実施や求人募集方法の見直しを行い、人材確保に努める。
- ⑤ 定期的に会議・ミーティングを行い、情報の共有や意見交換の場を持つ中で、職員間のフォローアップ体制を整え、円滑なサービス提供ができるよう取り組む。また、外部研修の参加や資格の取得などスタッフのスキルアップを目指す。
- ⑥ 自立支援協議会の参加や他事業所との連携を行い、ネットワークの構築を図る。

2 事業の内容

(1) 障害福祉サービス

- ① 居宅介護（身体介護、家事援助、通院等介助）
- ② 重度訪問介護
- ③ 行動援護
- ④ 同行援護

(2) 地域生活支援事業

- ① 移動支援

3 事業の対象者

主たる対象者は定めない

4 通常の事業の実施地域

名古屋市全域

5 事業の実施時間

- ① サービス提供日： 通年（年末年始を除く）
- ② サービス提供時間： 7:00～21:00

【障害者相談センター 一歩】

＜全体の方針＞

利用者が住み慣れた地域で安心した生活が過ごせるよう相談支援体制の充実に努める。また、障害者基幹相談支援センター等の各相談機関や病院、地域の関係機関等との連携を図りながら、利用者が障害福祉サービスを円滑に利用できるよう支援する。

1 事業の内容

(1) 基本相談支援

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりの生活に応じて訪問、外来、電話等で相談支援を行なう。必要に応じ、生活に必要な情報の提供やサービス利用の調整などを行う。

(2) 計画相談支援及び一般相談支援

利用者の自立した生活を支えることができるサービス等利用計画の作成、適切なサービス利用や課題の解決に向けた継続サービス利用支援（以下、「モニタリング」という）を行う。また、今年度は一般相談支援の指定を受け、5月からの事業開始を目指す。

計画相談支援は、障害福祉サービス事業所をはじめ、障害者基幹相談支援センター、保健センター、区役所等と連携し、利用者のニーズの実現を目指す。

モニタリングでは、立案したサービス利用計画を基に、新たに発生した課題や不安や悩みの解決はもちろん、より充実した生活が送れることを目標にした継続支援を行う。

一般相談支援では、施設や病院での生活から地域生活に移行を希望する障害者の住居の確保、生活に関する相談を中心に必要な支援を行う。

2 契約者数

今年度の契約者数は例年同様の数を見込んでいる（下の表参照）。それでも契約者数が事業所の報酬に影響することから、既存の利用者への支援が滞らないことを念頭に置き、最低でも契約者数維持に取り組む。

【障害種別内訳】

(単位：人)

	身体	知的	精神	発達	難病	児童	合計
令和3年度見込数	84	90	17	3	1	0	195(*)

(*)重複障害がある利用者71名を含む。

契約者実数は124名(195名 - 71名)

令和3年1月末現在

【居住区内訳】

(単位：人)

中	昭和	瑞穂	千種	中川	中村	東	熱田	南	緑	守山	北	港
50	4	5	7	9	3	4	4	3	1	3	5	8
西	天白	他市										
11	4	3										

【サービス利用別内訳】

(単位：人)

むつみ	なごみ	あかもん	ティンクル	法人外入所施設	法人外事業所	合計
52	23	2	22	5	43	147(*)

(*)複数利用者 23 名を含む。

実人数は 124 名

【計画作成見込数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本計画	13	6	6	7	15	6	8	7	6	11	11	10	106
計画案	6	6	7	15	6	8	7	6	11	11	10	12	105
モニタリング	31	18	31	20	22	26	30	18	27	24	18	21	286
合計	50	30	44	42	43	40	45	31	44	46	39	43	497

3 法人内事業所との連携

当事業所の利用者の半数以上が法人内事業所の利用者であることから、法人が経営する障害福祉サービス事業所との連携を図り、充実した生活環境づくりを支援する。

事業所間で情報共有がしやすい環境である強みを活かし、利用者ニーズの実現はもちろん、生活課題や問題の解決などにも速やかに対応ができるようにする。

4 担当者のスキルアップ

- (1) 中区障害者基幹相談支援センターと2ヶ月に一度合同研修会を行う。困難な支援ケースや課題解決へのプロセスの確認を目的とする。
- (2) 愛知県や名古屋市、名古屋市社会福祉協議会などが主催する研修に積極的に参加し、相談に柔軟かつ適切に対応できる知識や技術を身に付ける。
- (3) 多様な社会資源の情報収集を行なうことで、利用者にとって必要となる情報の提供ができるようにする。
- (4) 自立支援連絡協議会の相談支援部会に参加し、相談支援技術を高める。また別の部会にも時間が許す限り参加しネットワークの拡大を図る。

【中区障害者基幹相談支援センター】

＜全体の方針＞

令和 3 年度も引き続き、名古屋市中区における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者（児）とその家族の地域における生活を支援し、障害者（児）の自立と社会参加の促進を図れるよう取り組む。

1 事業内容

(1) 総合相談

障害者（児）及びその家族等からの相談に対する障害種別を問わない必要な支援

- ア 福祉サービスの利用支援
- イ 社会資源を活用するための支援
- ウ 社会生活力を高めるための支援
- エ ピアカウンセリング
- オ 専門機関紹介 等

(2) 処遇困難な障害者（児）への相談支援

- ア 複数の専門機関との連携を要したり、複数の課題をかかえたりするなど、通常の障害福祉サービス等の利用では解決に困難を要するなどの相談支援
- イ 計画相談支援

【障害種別】 令和 3 年 4 月予定

身体	知的	精神	難病	児童	合計
6名	3名	4名	0名	3名	15名

【居住区】

中区	中村区	合計
14名	1名	15名

※ 重複障害者 1名

【計画作成見込数】 ※（ ）は児童の見込み数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本計画	1 (1)	0	1	3	0	0	1	0	4 (2)	0	2	2	14 (3)
計画面	0	1	3	0	0	1	0	4 (2)	0	2	2	1 (1)	14 (3)
モニタリング	5	7 (2)	4 (1)	5	8 (2)	5 (1)	4	4	7 (1)	3	6 (2)	3	61 (9)
合計	6 (1)	8 (2)	8 (1)	8	8 (2)	6 (1)	5	8 (2)	11 (3)	5	10 (2)	6 (1)	89 (15)

(3) 地域環境作り（別紙の中区障害者自立支援連絡協議会体制図参照）

ア 区自立支援運営協議会の運営

イ 区内の相談支援事業者（指定特定相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者）をはじめとする関係機関とのネットワークの構築

(4) 人材育成

ア 区内の相談支援事業者に対する訪問等による指導及び助言

イ 区内の相談支援事業者等に対する研修会の企画及び運営

(5) 地域移行・地域定着支援

ア 障害者支援施設、精神科病院及び矯正施設等からの地域移行に向けた普及啓発及び地域相談支援対象者と指定一般相談支援事業者との間の連絡

イ 地域生活を支える上で必要な社会資源の把握・開発

ウ 研修会や講演会を通じた地域住民への障害理解の普及、啓発

エ 指定一般相談支援事業者に対する地域相談支援に関する指導及び助言

(6) 権利擁護

ア 養護者による障害者虐待の防止の取り組み及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者への相談、指導及び助言（障害者虐待相談センターや行政機関等との連携を図る）

イ その他権利擁護のために必要な援助及び取り組み（障害者・高齢者権利擁護センター及び成年後見あんしんセンター等との連携を図る）

(7) 障害福祉サービス利用に係る利用者等からの苦情受付等の対応

(8) 障害支援区分認定調査（更新予定数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中区	身体的	4	10	11	4	6	7	8	9	8	8	12	11	98
	精神難病	4	3	3	3	7	7	7	6	3	3	3	1	50
北区	身体的	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
合計		18	23	24	17	23	24	25	25	21	21	25	22	268

(9) 障害者賃貸住宅入居等サポート事業による入居支援

(10) 障害者自立支援配食サービスのアセスメント等（更新予定数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
身体	4	1	0	1	0	0	0	3	2	0	1	1	13
知的	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
精神	3	1	2	0	1	0	0	1	0	1	0	3	12
合計	7	3	3	1	1	0	0	4	3	1	1	4	28

(11) 障害者サロン

ア よりみちサロンの運営（月1回第4土曜日）

・ゲーム、創作活動、DVD鑑賞など

※A、Bグループに分け、人数制限を行ないながら活動を実施する

イ ふれんずの運営（よりみちサロンとAIAIカフェの共同団体）

・各種イベント

ウ ボラネットなかまんなかの会議やイベントへの参加・協力

・連絡会、研修会など

(12) 区内・市内の各種会議への参加

各種会議への参加依頼があった場合には、必要に応じて会議に参加する

(13) 講師派遣

講師派遣の依頼があった場合は、必要に応じて派遣を行なう

2 運営事業の対象者

原則として中区域内の障害者（児）とその家族、担当区域内の事業者等とするが、必要に応じて中区域外の障害者（児）とその家族への支援も行う。

3 職員研修・人材育成

(1) あかもん、グリーンハウスと合同で研修会を2か月毎（偶数月第2水曜日）に実施する。

(2) 一歩と合同で研修会を2か月毎（奇数月第2水曜日）に実施する。

(3) 県や市、市社協などが主催する外部研修に積極的に参加する。

4 職員ミーティング

月1回（第4水曜日）に基幹センタースタッフが集まり、業務を遂行するために必要な情報交換や協議を行う。

5 精神障害者地域活動支援事業「あかもん」との連携

「あかもん」と連携し、精神障害者の地域生活を支えるための医療・福祉及び地域のネットワークの構築に努める。また、精神障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行う。

6 事業提携（スーパーバイズ契約）

（1）提携病院

鶴舞こころのクリニック（精神科・心療内科）

（2）提携内容

必要に応じてクリニック院長及び精神保健福祉士（ワーカー）等より精神障害についての専門的な助言、指導

ア 精神障害についての専門的な指導、助言

イ 精神障害についての研修の企画、運営補助

ウ 必要に応じて訪問、来所者への相談支援補助

エ 自立支援連絡協議会への協力、助言

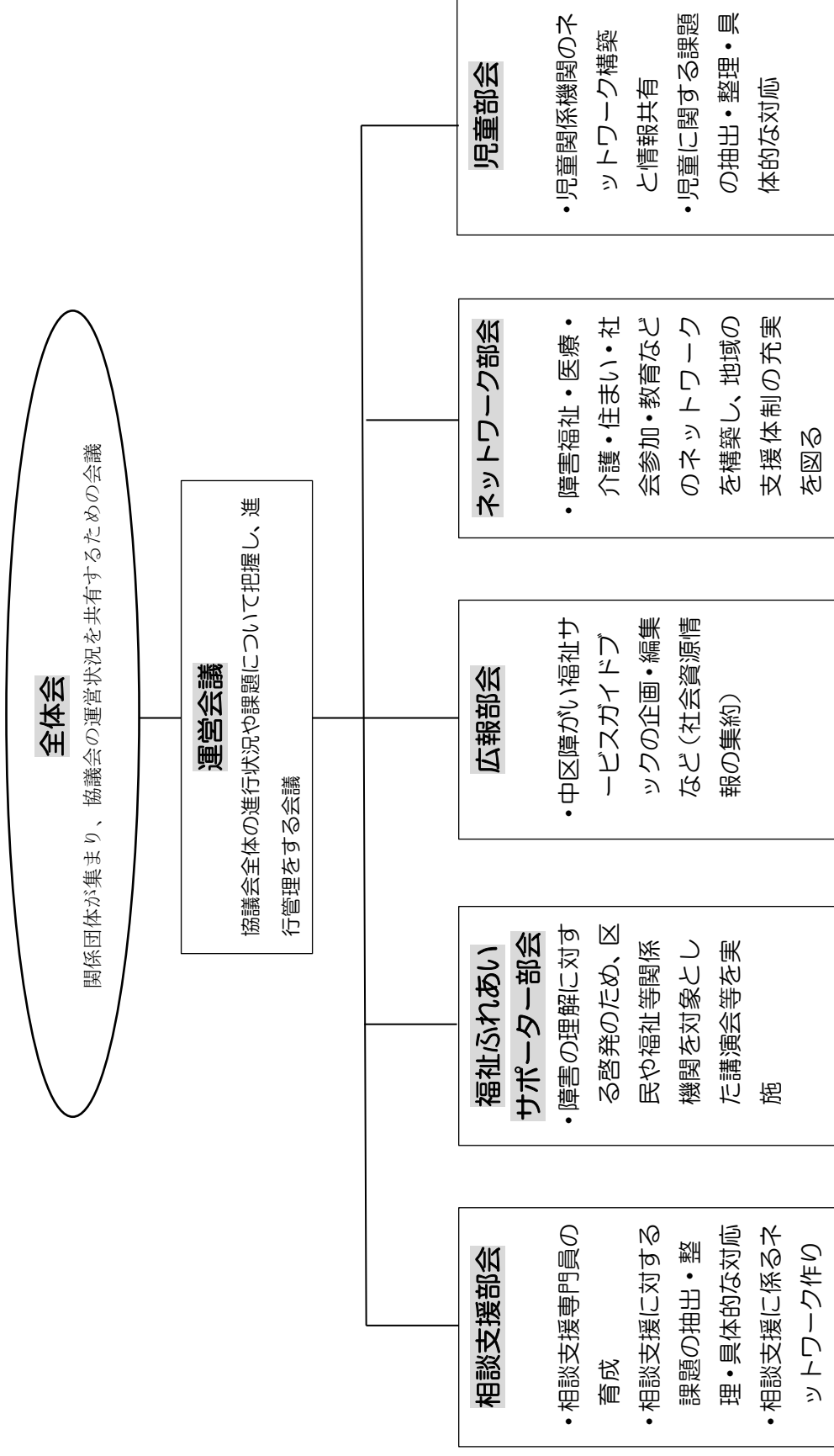
7 新たな取り組み

昨年度コロナウイルスの影響で防災訓練が中止になった為、今年度も引き続き、中区区政運営方針に示されている地域の「総合水防訓練」「総合防災訓練」に参加することで、中区で行われている防災対策の状況について確認をする。

また、今後、前出1（3）「地域環境作り」につなげる必要があるかについても検討する。

中区障害者自立支援連絡協議会組織図

障害のある方が地域で安心して生活するために「人と人をつなぎ、地域課題を地域で共有し、解決に向けて地域で協働する場」です。福祉に関係する者に限らず、保健、医療、教育、就労、当事者、地域住民などありとあらゆる方が、地域づくりのために協議し取り組みます



令和3年度 中区障害者自立支援連絡協議会 活動計画

計 48回

【全体会】

名称	開催頻度	参加機関	今年度の主な活動
全体会	2回/年 (5月 11月)	協議会登録事業所	一部 活動計画、活動報告、社会資源情報、制度施策情報 二部 研修会 (5月 未定、11月 防災)

【運営会議】

名称	開催頻度	参加機関	今年度の主な活動
運営会議	6回/年 (奇数月)	福祉課、保健C、社協、いきいきC、民児協代表、各部長	社会資源情報、協議会の進捗状況、地域課題の共有

【部会】

名称	開催頻度	参加機関	今年度の主な活動
相談支援部会	12回/年 (毎月) (第3月曜日午後)	区役所、保健C、中央療育C社協、いきいきC、各特定相談事業所、	社会資源情報、各相談事業所の困っているケースの共有・協議 研修会 (事例検討会など)
福祉ふれあいサポーター部会	10回/年	社協、民児協代表、各障害団体、ボランティア団体、保健C	安心安全快適なまちづくりフェスタ 学区への啓発活動 (3学区)
広報部会	5回/年	区役所、社協、通所施設代表、居宅事業所代表	中区障がい福祉サービスガイドブックの更新
ネットワーク部会	7回/年 (うち、検討委員会2回)	協議会登録事業所	研修会 検討委員会 (部会の内容検討、課題検討)
児童部会	6回/年 (中区)	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	研修会

【あかもん〈精神障害者地域活動支援事業〉】

〈全体の方針〉

令和3年度も引き続き、精神に障害のある方が安心して地域生活が送れ、気軽に過ごすことができるような「居場所」「活動の場」作りを行なう。その際、コロナウイルス感染症対策について名古屋市と協議しながら安心安全に事業運営できるようにする。

また、事業の推進にあたっては、他区の地活Ⅰ型や障害者基幹相談支援センターとの連携を図り、精神障害者の地域生活を支えるための医療・福祉及び地域のネットワークを構築する。

1 事業の運営方針

- ① 人としての主体性を尊重し、生きがいのある生活と自立を支援する。
- ② 地域に根ざした事業運営に努める。
- ③ 福祉関係機関や多くの社会資源と連携しながら、精神に障害のある方の地域生活を支援する。

2 利用対象者（①又は②の該当者で、③に該当する方）

- ① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 精神科・心療内科で治療中の方
- ③ 利用について主治医の同意が得られる方

3 事業の支援方針

- ① 精神に障害のある方が地域でいきいきとした生活を過ごせるように、必要な情報提供や仲間作りなどの支援を行なう。気軽に立ち寄れて、くつろいだり、相談したり、プログラムの参加や生活支援サービスを利用する中で自分らしい生活を応援する
- ② 障害者基幹相談支援センターやスーパーバイズ契約を結んでいる鶴舞こころのクリニックとの連携を図ることで、より専門的な障害に配慮した安心感が得られる対応ができるような場所作りを行う。

4 事業の実施方針

(1) 直接処遇業務

ア 創作的活動又は生産活動の機会の提供に関する業務

- ① 毎月のプログラムについては、職員が一方的に決めるのではなく、面談やアンケートなどニーズを確認しながら決定する。
- ② 季節を感じられるようなプログラムを設定する

4月	絵手紙（春）
5月	食中毒勉強会
6月	梅雨を感じる飾り（紫陽花など）

7月	絵手紙（暑中見舞い） 七夕飾り
8月	夏を感じる飾り（花火など）
9月	防災訓練
10月	ハロウィン飾り 絵手紙（秋）
11月	紅葉飾り 絵手紙（年賀状用）
12月	クリスマス飾り 感染症勉強会
1月	絵手紙（寒中見舞い） 正月飾り
2月	節分飾り
3月	防災訓練

③ プログラム内容

音楽活動	「CD鑑賞」「ライブ」等
体力作り	「散歩」等
教養活動	「DVD鑑賞」「O×クイズ」「各種勉強会（食中毒・感染症）」 等
防災活動	「防災訓練（避難場所の確認、非常食の試食等）」
創作活動	「絵手紙」「折り紙」等

イ 社会との交流の促進に関する業務

- ① プログラムを設定するにあたり「外部の講師」「ボランティア」「実習生」などに協力を依頼することで様々な人との交流を図る。
- ② 地域の行事に参加、協力できるよう地域の学区や社会福祉協議会、区役所等と連携し取り組む。

ウ 日常生活に必要な便宜を供与することに関する業務

- ① 生活上の困りごとや不安などについて必要に応じて個別に面談を実施することや年2回の定期的な面談を実施する。なお、対応が困難な事案については、障害者基幹相談支援センターや各専門機関に相談・連携し対応する。
- ② 利用者の状況やニーズに合わせ「プログラム」「講座」「メンバー同士の話し合いの場」などを設定し、日常生活上必要な知識や技能の獲得につなげる。

(2) 地域の事業所等との連携

- ① 自立支援連絡協議会へ参加し、「医療」「福祉」「地域住民」など地域とのネットワークを構築する。
- ② 区内に点在する「医療機関」「福祉関係機関」「行政機関」を中心に、事業内容の理解を求めるとの説明や利用者支援に必要な情報交換を目的とした電話や訪問を行う。

- ③ 精神障害者地域活動支援事業の交流会に定期的に参加することで情報交換や連携を強化する。

(3) 普及啓発等事業

ア 地域住民ボランティアの育成に関する業務

- ① 地域のボランティア団体や障害者サロン団体等と連携し、地域とのつながりを作りながら、地域のボランティア活動に協力する。
- ② 地域住民や学生などのボランティア希望者の積極的な受け入れを行うことで、ボランティアの育成につなげる。

イ 障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業の実施に関する業務

- ① 自立支援連絡協議会への参加・協力を通して「精神障害」に対する啓発活動を行う。
- ② 地域の行事に積極的に参加すること等を通して「障害」の理解につなげる。
- ③ ボランティアや実習生の受け入れを柔軟に行なうことで「障害」の理解につなげる。

5 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日、第2土曜日（10時30分～18時00分）

なお、地域の行事などに参加する場合は、土曜日や日曜日等の休日も営業する

6 職員研修・人材育成

- ① 愛知県や名古屋市、名古屋市社会福祉協議会、中区障害者自立支援連絡協議会などが主催する研修へ参加することでより幅広いスキルを身に付けられるようにする
- ② あかもんにおいて知識や技能の向上を目的に2ヶ月毎（奇数月の第2水曜日）に研修を実施する
- ③ 障害者基幹相談支援センター、グリーンハウスと合同で事例検討会を2ヶ月毎（偶数月の第2水曜日）に実施する

7 職員ミーティング

- ① 月2回（第1、第3水曜日）、あかもんのスタッフと障害者基幹相談支援センターのセンター長等が集まることで、業務を遂行するために必要な情報交換や協議を行う
- ② 月2回（第1、第3金曜日）、あかもんのスタッフが集まり、業務を遂行するために必要な情報交換や協議を行う

名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや

1 サービス

(1) 生活支援

ア 利用計画（医療型障害児入所施設、療養介護）

「名古屋市重症心身障害児者施設における施設入所指針」に基づき、指定管理者として公の施設の役割を果たす。

通常枠の受入れでは、施設定員90人（空床利用による短期入所10人含む）を、より医療的ケアの多い重度の重症心身障害児者の受入促進を図り、適切な運用を行う。

また緊急枠を設け、児童相談所等と連携し、入所を必要とする方の把握に努め、受け入れに協力する。

イ 入所調整会議

入所希望者の受付・待機者名簿の管理を行い、空床が出た際には、名簿登載者より適切な入所候補者を選定し、市の入所調整会議に協力する。入所調整会議において、入所適当と判断された障害児者に対しては、迅速な受け入れを行う。

また、措置入所・一時保護等については、児童相談所と入所調整を遅滞なく行う。

(2) 在宅支援

短期入所

先着順の申込受付により利用希望者への適切な対応をし、利用中においては、利用者の安心につながる支援を行う。また、緊急時等の利用希望については、事前申込以外であっても、必要に応じた利用受付を行う。これらにより、空所利用枠10人に対して70%以上の稼働率を確保するよう努める。

新型コロナウイルスへの感染対策を徹底し、通常通りの実施に最大限努める。

【利用予定見込み数】

区 分	月当り	年間	日平均
延利用者数(日)	220	2640	7.2
うち超重症児(日)	20	240	0.7
うち準超重症児(日)	45	540	1.5
実利用者数(人)	70	160	
延利用件数(件)	75	900	
契約者数(人)	160	160	

2 職員の質の向上

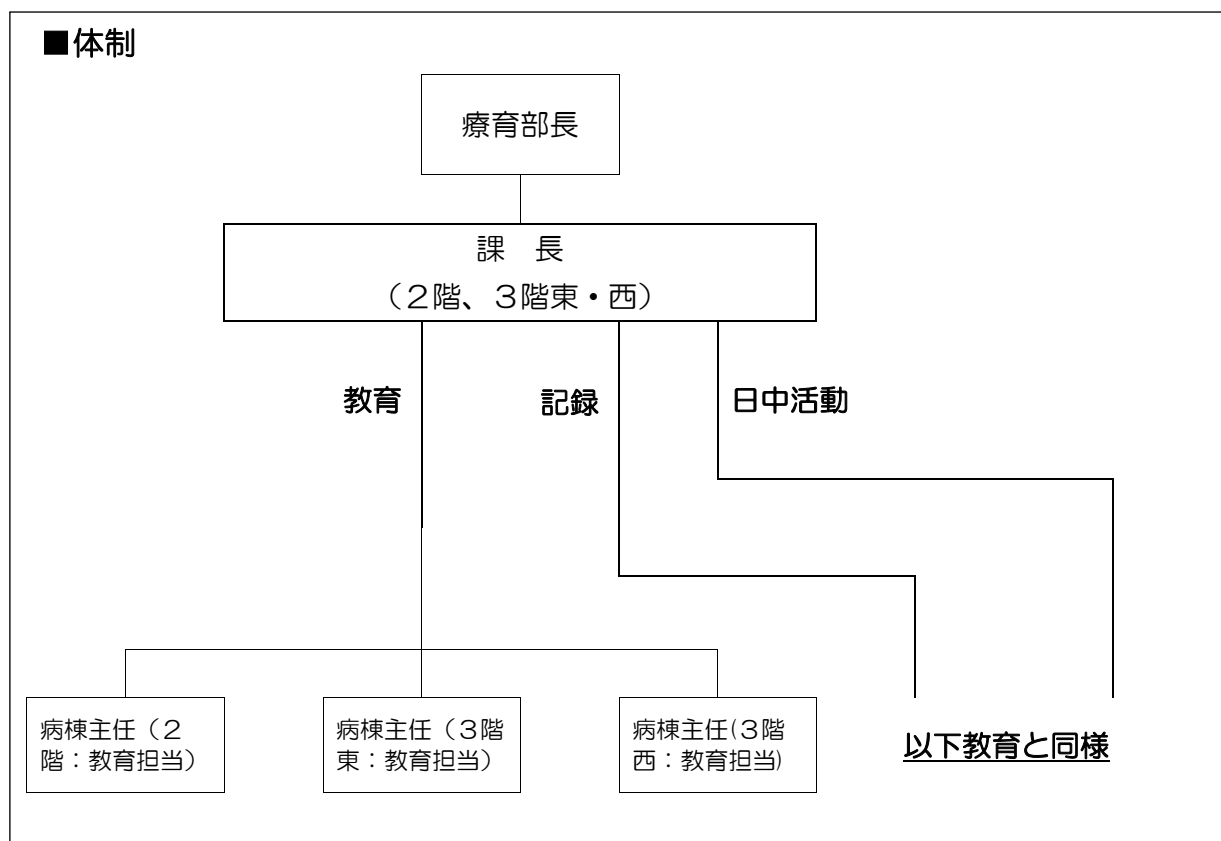
障害の重度化等に対する看護・生活支援をする力を向上させるため、引き続き「教育」「記録」「日中活動」の3分野を強化し、利用者支援の充実を図る。

制度改正等に注視し、行政機関等から情報を得て、医療や障害福祉サービスに係る手続きなどの最新の知識を習得する。

教 育： 職員研修等を通じて、医療機関及び福祉施設としての基本的な理解、知識の向上を図る。また、職員個々の専門的知識の蓄積によるスキルアップを図る。

記 録： 看護、生活支援、サービス提供実績等の各種記録について、作成方法等を明確にし、正確な記録作成及び職員によるばらつき抑制を図る。

日中活動： 利用者個々のライフステージに合わせて日常生活の支援及び生活を豊かにするための日中活動の内容について定期的に見直しを行い利用者の生活の質の向上を図る。



3 課題への対応

(1) 新型コロナウイルスの感染予防

新型コロナウイルスの感染予防対策については、病棟におけるゾーニングやオンライン面会、施設外からの窓越し面会又は施設内でのアクリル板越し面会等、令和2年度より引き続き実施するものに加え、今年度より、制服リース導入、多床室個室化改修等を実施することにより、引き続き、入所者の安全確保を徹底する。また、保護者会や行事等のイベントについても、入所者の安全確保を第一に考えた判断をする。

多床室個室化改修は、病室の振り分けや工事スケジュール等を精査し、工事期間中においても、入所者への影響を最小限にとどめ、支援等に不足がないように努める。

万が一、感染者が発生した際には、同一病棟内の入所者及び職員全員の検査を実施し、早期の感染確認を行い、重症化の防止及び感染拡大の抑制を図る。

入所者が感染した場合には、受入医療機関との適切な調整を行う。他医療機関への転院が困難であるときは、個室にて健康観察を行う。その際は、個室にビニールシート等による二重出入口の設置をし、使用したエプロン等の防護用具の安全な処理等を行い、感染者本人に対する体調管理の徹底と並行して、院内におけるウイルス蔓延の防止を図る。

(2) 在宅相談支援体制の構築

指定管理者として公の施設の役割を果たすために、在宅支援の充実化を図るべく、行政機関を含め地域の福祉、医療、保健、教育、介護、その他の関係施設・機関との連携を強化し、在宅の重症心身障害児者及び家族に対する相談支援体制の構築をすすめる。

(3) 予算の執行・管理

ティンクルなごやは名古屋市の指定管理料での運営であるため、法人の他事業所とは異なり名古屋市との協議により管理する必要がある。したがって、今年度も名古屋市との連携の下、適正な予算の執行・管理を行う。